

体外診断用医薬品（IVD）製品の販売条件

1. 定義

「**本ドキュメンテーション**」とは、本製品の出荷日の時点で有効な、本製品についてのユーザーマニュアル、添付文書およびこれらに類似の文書をいいます。本ドキュメンテーションは本製品出荷時に本製品と共にイルミナから提供されるか、または電子的に提供される。

「**本汎用製品**」とは、本製品のうちテスト用製品（例：複数のテスト用IVD消耗品を使用することのできる装置）以外の一切のものをいいます。

「**イルミナの知的財産権**」とは、本製品の出荷日の時点でイルミナまたはイルミナの完全子会社が所有または管理（ライセンスによる場合を含みます。）している一切の知的財産権等をいいます。

「**知的財産権**」とは、法域を問わず、法律上認められている、特許、著作権（コンピューターソフトウェアに関する権利を含みます。）、営業秘密、ノウハウ、商標、サービスマークおよびトレードドレスに関する権利ならびにその他一切の工業所有権または知的財産権をいい、登録されているか否かを問わず、その申請または申請をする権利およびその登録を含みます。

「**使用目的**」とは、本製品の**本ドキュメンテーション**の使用目的の欄に記載されている、当該本製品についてイルミナが定める特定の使用目的をいいます。

「**IVD消耗品**」とは、イルミナがヒトの体外診断用のラベルを貼付した、IVDハードウェアの使用を通じて消費されるイルミナブランドの試薬および消耗品をいいます。

「**IVDハードウェア**」とは、イルミナがヒトの体外診断用である旨のラベルを貼付した、イルミナブランドの装置、付属品または周辺機器をいいます。

「**IVDソフトウェア**」とは、イルミナがヒトの体外診断用である旨のラベルを貼付した、本販売条件（以下「**本条件**」）に基づき購入されたIVDハードウェア上で使用することのできる、イルミナブランドのソフトウェアをいいます（例：IVDハードウェアのオペレーションソフトおよびそのインストーラー）。

「**本製品**」とは、本条件に基づき購入された、イルミナがヒトの体外診断用である旨のラベルを貼付した製品をいいます。本製品には、IVDハードウェア、IVD消耗品およびIVDソフトウェアが含まれます。IVDソフトウェアは、IVDハードウェアに組み込まれるか、インストールされるか、または別途提供されます。

「**買主**」とは、本製品を本条件により取得し、使用する個人または法人をいいます。

「**イルミナ**」とは、イルミナ株式会社をいいます。

「**本仕様書**」とは、本製品がイルミナから出荷された日において有効な、本製品に関するイルミナの仕様書をいいます。

「本テスト用製品」とは、本ドキュメンテーションにおいて特定の使用目的が定められた本製品であって、IVDハードウェア以外のものをいいます（例：本ドキュメンテーションの使用目的欄に、特定の核酸シーケンス、核酸シーケンスのコンビネーション、疾病または症状のテストに使用する目的の製品である旨が記載されている体外診断用試薬キット）。

2. 買主が取得する権利

本条件のもとで、買主に付与される権利は、(A) 本ドキュメンテーションに定められた特定の使用目的に限定して本テスト用製品を使用するためにイルミナの知的財産権を使用し、(B) 本汎用品に係る本ドキュメンテーションに定められた特定の使用目的のため、および買主の社内研究用（買主が第三者から委託を受けて行う研究業務を含みます。）に限定して本汎用製品を使用するためにイルミナの主要知的財産を使用することのできる、非独占的で、譲渡不能で、属人的で、サブライセンス不可の権利に限られるものとし、上記の (A) および (B) のいずれについても、使用できるのは買主の施設内に限られ、以下に定める「目的外使用」は明確に排斥されるものとします。

「目的外使用」とは、(a) 本製品の仕様書または本ドキュメンテーションに従わないで使用、(b) イルミナの知的財産権等またはそのライセンスの付与を必要とする使用（本テスト用製品に係る当該知的財産権等が本条件により明示的に付与されている限りにおいて除きます。）、および (c) 非侵襲性出生前検査を行うために本製品を使用することをいいます。また、買主は、汎用製品と合わせてイルミナから提供されたIVDソフトウェアをインストールして使用するためにイルミナの主要知的財産を使用することのできる、非独占的で、譲渡不能で、属人的で、サブライセンス不可の権利も与えられるものとします。ただし、本条件と、本汎用製品の仕様書および本ドキュメンテーションを必ず遵守しなければならない、目的外使用は明確に排斥されるものとします。このライセンスは、買主が本条件に違反した場合、または買主がIVDソフトウェアの使用を停止し、その一切のコピーを廃棄または削除した場合に終了します。すべてのIVDソフトウェアは、本製品とは別に提供されるか、本製品にインストールされているか、または本製品に組み込まれているかにかかわらず、買主にライセンスされるのであって、売り渡されるものではありません。本条に明確に定められているもの以外には、いかなる知的財産権等に基づく権利またはライセンスも、明示にも、黙示にも、禁反言（エストoppel）の法理によっても、一切買主に対して付与されず、それらの権利等は明確にイルミナおよびその関連会社に留保されます。

「主要知的財産」とは、本製品の出荷日時時点でイルミナまたはイルミナの完全子会社が所有または管理している、本製品のあらゆる用途および使用分野において共通してみられる本製品（またはその使用）の性質または特性に関係し、またはそれを対象に含む知的財産をいい、特定の分野または特定の用途に限定してみられる本製品（またはその使用）の性質または特性に関係し、またはそれを対象に含む知的財産は含まれません。

買主は、本製品について買主が意図している用途のために必要な知的財産権がすべて取得できているかどうかを判断することについてのみ責任を負います。

3. 本製品に関する制限

本販売条件に定められた一切の条件及び制限は、売買の条件として取り決められたものであり、よって、買主による本製品の購入と使用に対して適用されます。

- a. **本製品の不正使用** 買主は、以下の事項について同意するものとします。(i) 本製品を使用する場合には、必ずその本ドキュメンテーション及び仕様書に従って使用し、目的外使用に該当する方法で本製品を使用したり、使用させたりしないこと。(ii) IVD消耗品は一回で使い捨てること。(iii) イルミナの消耗品は、イルミナのIVDハードウェアでのみ使用すること。また、買主は以下のいずれの行為も行わず、また第三者にも許可しないことに同意するものとします。(i) 本製品の分解、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆ア

センブルすること。(ii) 本製品の構成部品の切り離し、抽出または分離、もしくは本製品についてその他の許可されていない分析をしたりすること。(iii) 本製品の動作方法にアクセスし、またはそれを解析すること。

- b. **本製品の不正譲渡** IVDソフトウェアのライセンスは譲渡することができません。買主は、IVDハードウェアまたはそのIVDソフトウェアを含んだ構成部品を、IVDソフトウェアを消去または削除しないまま第三者に売却、貸与、リース、ローン、移転、譲渡その他の処分をしないことに同意するものとします。
- c. **ソフトウェアライセンスの制限** 買主は、ソフトウェアについては、条件が追加される場合があることを了承するものとします。買主は、IVDソフトウェアをコピー、修正、派生品作成、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、分解、配布、売渡し、譲渡、質入れ、サブライセンス、リース、ローン、貸与、タイムシェアまたはその他の態様で移転することも、させることもできません。買主は、IVDソフトウェアから商標、商号、ロゴまたは特許もしくは著作権の表示もしくはマークを、除去したり、改変したり、あるいはIVDソフトウェアに他の表示やマークを追加したりしてはなりません。買主は、IVDソフトウェアに含まれたプロテクションメカニズム（IVDソフトウェアの機能を制限またはコントロールするためのメカニズムを含みますが、これらに限られません。）を突破し、回避し、迂回し、除去し、無効化し、またはその他の方法で潜り抜けてはなりません（それを試みる行為も禁止されます。）。
- d. **第三者コード** IVDソフトウェアに第三者コードが含まれており、その第三者コードに適用される第三者のライセンスの条件が本条件に直接抵触する場合には、当該第三者ライセンスの条件は、当該第三者コードについてのみ、その抵触を回避するために必要な範囲に限って適用されるものとします。

4. 法令の遵守

買主は、本製品を使用、保守及び処分する際には、一切の適用法令を遵守して行うことに同意するものとします。

5. 責任の制限

法が許容する限り、いかなる場合も、イルミナまたはそのサプライヤーは、買主または第三者に対して、代替製品もしくは代替サービスの調達費用、逸失した利益、データもしくは事業、または本製品の販売、その使用、イルミナによる本条件の遵守等に起因もしくは関連するあらゆる種類の一切の間接損害、特別損害、偶発損害、制裁的損害、結果的損害もしくは懲罰的損害について、原因を問わず、責任の根拠を問わず（契約によるか、不法行為（過失を含みます。）によるか、無過失責任か、その他かを問いません。）、一切責任を負いません。

法が許容する限り、本条件（本製品（その使用を含みます。）およびイルミナによる本取引条件の遵守を含みますがそれらに限られません。）に起因または関連してイルミナが買主および第三者に対して負う責任は、契約によるか、不法行為（過失を含みます。）によるか、無過失責任か、その他かを問わず、累積総額で、当該責任の直接の原因となった特定の注文の対象である特定の本製品の対価としてイルミナに支払われた金額を超えないものとします。

6. 保証の制限

法が許容する限り、また、本条件に明確に定められた製品保証を条件として、イルミナは、本製品に関する保証（商品性、特定目的適合性、非侵害についての黙示の保証を含みますがこれらに限られません。）、または、履行、取扱い、使用または取引の過程に起因するすべての保証を、明示か黙示か、法定のものかを問わず一切行わず、それらすべての保証を明確に否定します。上記の規定の一般性を制限することなく、イルミナは、買主の用途に係る本製品が有用性について、いかなる宣言、表明及び保証もしません。

7. 製品保証

すべての保証は買主のみに与えられるものであり、買主以外の一切の者（買主の関連会社を含みます。）に移転したり譲渡したりすることはできません。すべての保証は施設ごとに与えられるものであり、本製品が買主の他の施設に移転した場合には、イルミナがその移転を行った場合を除き、保証は移転しません。本条件に定める保証は、本製品と合わせて取得または使用される独立型のサード・パーティー製品には適用されません。

- a. **IVD消耗品に関する保証** イルミナは、(i) イルミナの出荷日から3か月間と、(ii) 当該IVD消耗品にイルミナにより予め印刷されている使用期限の最終日のうち、いずれか後に終了する時点まで（ただし、出荷日から12か月を超えないものとします。）、IVD消耗品が本仕様書に適合することを保証します。
- b. **IVDハードウェアに関する保証** イルミナは、IVDハードウェア（アップグレード部品を除きます。）が、イルミナの出荷日から12か月間、本仕様書に適合することを保証します。ただし、IVDハードウェアの内容に、イルミナによる据付けが含まれる場合を除くものとし、その場合には、据付けの日と、IVDハードウェアが出荷された日の45日後の、いずれか先に到来した日から保証が開始するものとします（以下「**基本IVDハードウェア保証**」といいます。）。「**アップグレード部品**」とは、基本ハードウェア保証に基づき提供される、イルミナが提供するIVDハードウェアのコンポーネント、改良版または強化版をいいます。イルミナは、アップグレード部品が、イルミナが提供した日から90日間、本仕様書に適合することを保証します。アップグレード部品によって、IVDハードウェアの基本ハードウェア保証が延長されることはありません。ただし、イルミナがイルミナの施設でアップグレードを行った場合を除くものとし、その場合には買主に出荷されたアップグレード後のIVDハードウェアには、新しい基本IVDハードウェア保証が適用されるものとします。
- c. **保証が適用されない場合** 上記の保証は、不適合の原因が以下のいずれかに該当する場合には適用されません。(i) 乱用、誤用、放置、過失、事故、不適切な保管、本ドキュメンテーションもしくは本仕様書に反する使用。(ii) 目的外使用またはその他の態様による本取引条件に違反する使用。(iii) 不適切な取扱い、設置、保守または修繕（イルミナの職員が行った場合を除きます。）。(iv) 無許可での改変。(v) 不可抗力事象。(vi) サード・パーティー製品との併用（本製品のドキュメンテーションまたは本仕様書に、当該製品が本製品と共に使用するのに適していると明記している場合を除きます。）。
- d. **保証を受けるための手続** 本保証に基づいて修理または交換を受けるためには、買主は (i) 速やかにイルミナのサポート部門に連絡して不適合を報告し、(ii) イルミナによる不適合の確認または診断に協力し、(iii) イルミナの指示に従いイルミナに輸送費用を元払いで本製品を返送し、または、イルミナと買主が合意した場合には、イルミナから権限を与えられた修理スタッフに本製品へのアクセスを許可し、不適合状態を確認し修理させるものとします。
- e. **保証に基づく救済方法の限定** 本製品に本条による保証の対象となる不適合があり、その不適合な点をイルミナが合理的に認め、確認した場合には、イルミナはその選択により、修理または交換を行います。修理または交換後のIVD消耗品の保証期間は、出荷日から90日間か、元のIVD消耗品の残存保証期間のうち、いずれか後に終了する時点までとします。IVDハードウェアについては、修理するか、同等の機能を持つ、整備された中古品または新品のIVDハードウェアまたは（IVDハードウェアに含まれるある部品のみが不適合である場合には）部品と交換するものとします。IVDハードウェア全体を交換する場合には、交換後の製品の保証期間は、出荷日から90日間と、元のIVDハードウェアの残りの保証期間のうち、いずれか後に終了する方とします。部品のみを修理または交換する場合には、当該部品の保証期間は、出荷日から90日間と、最初のIVDハードウェアの残りの保証期間のうち、いずれか後に終了する方とします。上記に定められた内容が、保証に基づく買主の唯一の救済手段であり、イルミナの唯一の義務となります。

8. 補償

- a. **イルミナの補償** (イルミナの補償義務の例外 (以下の第8条(b))、補償義務の条件(以下の第8条(d))を含みますがこれに限られません。)を条件として、イルミナは (i) (A) 本テスト用製品を本ドキュメンテーションに定められた特定の使用目的に使用したこと、(B) 汎用製品を (x) 本ドキュメンテーションに定められた特定の使用目的に使用したこと、もしくは (y) 買主が本販売条件ならびに本製品のドキュメンテーションおよび本仕様書にしたがって使用したことが、第三者の有効で執行可能な知的財産権を侵害すると第三者の請求または訴訟から、買主を防御し、それらについて買主に補償し、買主に損害を与えないようにするものとし、(ii) かかる権利侵害に関する賠償請求に関連して合意された支払金一切、および買主に対して裁定された最終判決額および費用 (合理的な弁護士費用を含みます。) 一切を支払うものとし、本製品またはその一部が、権利侵害に基づく請求の対象となり、またはイルミナがそうなる可能性があると判断した場合には、イルミナはその選択により、(A) 買主が本製品の使用を継続できるよう権利を確保すること、(B) 本製品を修正するか、権利侵害の無い実質的に同等の代替品と交換すること、または (C) 本製品の返却を要求し、本製品に関して買主に提供されていた権利、ライセンスおよびその他の許可を終了させ、買主に対して返却時点での減価償却後価額 (買主の公式記録に記載) を返金することができるものとし、ただし、使用済み、または期限切れのIVD消耗品については返金されないものとし、イルミナは、第三者の知的財産権に対する侵害について、本条に定める以外の責任を負わないものとし、
- b. **イルミナの補償義務の例外** イルミナは、侵害の主張の理由が以下のいずれかに該当する場合には、買主を弁護し、買主に補償し、または買主に損害を与えないようにする義務を負わないものとし、(i) 本製品が目的外使用のために使用された場合。(ii) 本製品が、態様を問わず、本製品の仕様書、ドキュメンテーション、本条件によって買主に明示的に付与された権利の内容および本条件によって買主に課された制約を遵守せずに使用された場合。ドキュメンテーションに定められた特定の使用目的を逸脱して本製品が使用された場合も含みますが、これに限られないものとし、(iii) 本製品が、サード・パーティー製品、資材またはサービスと組み合わせて使用された場合 (本製品のドキュメンテーションまたは仕様書に、当該サード・パーティー製品が本製品と共に使用するものとして明確に指定されている場合を除きます。)。 (iv) 本製品が、イルミナが提供していない分析方法またはその他の処理方法を実行するために使用された場合。(v) イルミナが、本製品について買主から直接または他者を通じて行われた説明または指示に従った場合。(vi) 買主が本販売条件のいずれかの規定に違反した場合。(vii) 本製品と共に、取得または使用することのできる独立型のサード・パーティー製品が使用された場合。 ((i)から(vii)の各号に該当するものを、それぞれ「除外請求」といいます。)
- c. **買主の補償** 買主は、除外請求に起因または関連する一切の請求、責任、損害賠償、罰金、罰則、請求原因およびあらゆる損失 (合理的な弁護士費用を含みます。) (人身の死傷に基づく請求および第三者の知的財産権の侵害に基づく請求を含みますが、これらに限られません。) から、イルミナ、イルミナの関連会社、それらの関連会社ではない本製品の開発に貢献した協力者および開発パートナーならびにそれら各社の役員、取締役、職員および従業員を防御し、それらの者に補償し、被害を与えないようにするものとし、
- d. **補償義務の条件** 当事者に補償義務が発生するためには、補償を求める当事者が、(i) 速やかに相手方当事者に対して書面で対象となる請求または行為について通知し、(ii) 請求または訴訟の補佐および解決に関して、相手方に専らの指揮権および権限を与え、(iii) 相手方の事前の書面による同意がなければ知的財産権の侵害を認めてはならず、(iv) 相手方の事前の書面による同意がなければ対象の請求または訴訟についての示談や和解に応じてはならず、(v) 当該請求または訴訟の補佐において相手方に合理的な支援を提供すること (ただし、補償をする当事者は、補償を求める当事者側に、当該支援を提供するにあたって合理的な経費が発生した場合は、支援を受けた当事者が補償を求める当事者に当該経費を支払うものとし、) を条件とします。

9. 出荷条件、所有権と危険負担

IVDハードウェアの所有権及び危険負担は、買主が提出する検収書に記載の日付に買主に移転する。IVD消耗品の所有権及び危険負担は、消耗品が買主の施設またはイルミナが書面で承認した施設に納品された日に買主に移転する。

10. 一般条項

- a. **本条件の適用範囲** 本条件は、本製品の注文、購入、供給および使用に対して排他的に適用されるものとし、本条件と抵触し、本条件を修正し、または本条件に定められていない条項が注文書、請求書またはこれらに準ずる書面に定められていた場合でも、本条件がそれらの条項すべてに優先し、それらの条項は本条件により排斥され、無効となるものとします。イルミナが上記の条項に異議を申し立てなかったとしても、イルミナは権利を放棄したこととはならず、それらの条項を認めたことにもなりません。サード・パーティ製品については、別の条件が追加して適用される場合があります。
- b. **注文の変更とキャンセル** 本製品の注文は、原則として、一旦注文した後に変更やキャンセルすることができないものとします。
- c. **準拠法** 本条件、その解釈および当事者による履行は、日本法に準拠するものとします。イルミナと買主は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）は本条件（本ドキュメンテーションに定められた一切の既定を含みます。）に適用されないことを合意します。
- d. **管轄裁判所** 本条件に関する訴訟の管轄は、東京地方裁判所に専属するものとします。
- e. **表明保証** 買主は、イルミナまたはその関連会社の製品またはサービスについてディーラー、代表者、再販業者または流通業者として認定されるものではありません。買主は、以下の事項を表明し保証します。(i) 第三者に代わって本製品を購入するものではないこと。(ii) 第三者を通じて再販または頒布するために本製品を購入するものではないこと。(iii) 注文時に買主から送付先住所として指定されたとおりにイルミナが本製品を送付した国（以下「宛先国」といいます。）から本製品を輸出する目的で本製品を購入するものではないこと。(iv) 本製品を宛先国から輸出しないこと。
- f. **違反に対する救済手段** 本条件中の他の規定に定められた一切の救済手段及び法律または衡平法によりイルミナに認められる一切の救済手段に加えて、買主が本条件に違反した場合には、イルミナは以下の手段を、ひとつでも、全部でも、いかなる組み合わせでも、取ることができるものとします。(i) 履行を停止すること（以後の本製品の出荷を停止することを含みますが、これに限られません。）。(ii) 第2条（買主が取得する権利）により買主に付与された権利を終了させること。(iii) 対象の本製品について有効なサービス契約を終了させること。(iv) 対象の本製品について残存している製品保証を終了させること。(v) 買主に、未払いの請求金額を即時に支払うよう求めること。
- g. **IVDハードウェアの適合性** IVDハードウェアのアップグレードのペースが比較的遅いことから、買主は、イルミナの研究用の試薬および消耗品が、IVDハードウェア及びIVDソフトウェアに適合しない場合があり得ることを了承するものとします。買主は、イルミナの研究用の試薬および消耗品をIVDハードウェアおよびIVDソフトウェアで使用するために購入する場合には、事前にイルミナのテクニカルサポート部に連絡することに同意するものとします。
- h. **サービス契約** イルミナからIVDハードウェアのための長期サービス契約が提供される場合には、当該長期サービス契約には、当該サービス契約のためのイルミナの標準取引条件のみが適用されるものとします。
- i. **将来の製品** 今後の商品及び（または）サービス（「リリース前製品」といいます。）には、新しい部品番号、

価格及び仕様が適用され、本条件に基づく本製品の購入は、リリース前製品の提供を前提としたものではありません。

- j. **イルミナの関連会社** 本条件によりイルミナに認められる行為または権利は、イルミナ自身またはイルミナの関連会社が行使、または履行することができるものとします。例えば、イルミナの関連会社が出荷、サービスの提供、請求書の発行及び支払金の受領を行う場合があるものとします。
- k. **不可抗力** イルミナは、全部または一部においてイルミナの合理的に制御できる範囲を超えた理由（天災、火災、洪水、竜巻、地震、ハリケーン、雷、政府の処置、実際のもしくは予想される戦争行為、テロ行為、騒擾もしくは暴動、サボタージュ、労働力不足もしくは労働争議、イルミナの仕入先・下請業者の債務不履行、輸送困難、エネルギー不足、原料不足、装置の不足、または買主の過失を含みますがこれらに限られません。）による債務不履行または遅延については一切責任を負いません。上記の遅滞が生じた場合には、遅滞の原因事由によって失われた時間に相当する期間、履行日を延期するものとします。
- l. **通知** 本条件書に関する正式な通知は書面によるものとします。宅配便の場合は発送してから1日後、書留郵便または配達証明郵便の場合は発送してから2日後、および国際郵便の場合は発送してから10日後に受領されたものとみなします。
- m. **イルミナの情報** イルミナは、注文の処理、記録の維持、買主から将来受ける注文の参考用、および適用法令の遵守の目的で、買主に関する注文と口座情報のデータベースを維持してこれを使用することができるものとします。買主は、適用される法律により必要な場合（必要な範囲に限り）を除いて、イルミナの事前の書面による同意を得ずに、取引の金銭に関する条項を第三者に一切開示してはならないものとします。買主はイルミナに対して、本製品に関して買主がイルミナに提供する助言、アイデアまたは意見を、一切の方法により使用し、商品化することのできる、非独占的で、全額払込済みで、ロイヤリティ無償で、全世界を対象とし、取消不能の、期限の定めのない、サブライセンス可能な権利及びライセンスを与えるものとします。
- n. **輸出規制の遵守** 本製品および関連技術または買主に提供される情報に対しては、米国の輸出規制法および同法による規制（または他国の輸出規制法）により課される制限および管理の対象となることがあります。本条件書の定めにかかわらず、買主は本製品、関連技術または買主から提供される情報を、いかなる方法であれ、それらの規制または他の国、州もしくは法域のその他の法令に違反して、使用したり、他の国、人または法主体に対して輸出または再輸出したりしないことに同意するものとします。
- o. **ヘルスケアに関する法律の遵守** 買主は、イルミナおよびイルミナの関連会社が、医療にかかわる会社として、適用ある法令（以下「ヘルスケアに関する法律」といいます。）に基づき、本条件の存在と内容（金銭的条件を含みます。）および対象事項の開示を義務付けられる場合があることを了承し、これに同意するものとします（例：米国サンシャイン法ならびにこれと同様の州および外国の法令）。イルミナは、当該開示に同意し、イルミナ自身およびその関連会社が、当該ヘルスケアに関する法律を遵守するために最低限の情報を開示することに同意します。
- p. **公表** 買主は、イルミナの事前の書面による同意がなければ（この同意は不当に留保または遅延しないものとします。）、本製品の購入について、プレスリリースを発表するなどの公表をしてはならないことに同意するものとします。
- q. **雑則** 本取引条件に明確に定められていない限り、イルミナまたはイルミナの関連会社の知的財産権に基づく権利またはライセンスは、明示にも、黙示にも、禁反言（エストoppel）の法理によっても、一切付与されません。日数に言及している場合には、具体的な別段の定めがない限り、暦日を意味するものとします。イルミナは、買主が破産または倒産、管財、清算もしくは債権者のための整理に関する手続の申立てをし、またはされた場合に、買主に対して何らの責任を負うことなくただちに履行を中止することができるものとします（未履行の注文のキャンセルを含みます。）。本条件は、本条件の対象事項に関する両当事者間の合意のすべてを表現したものであり、これ以前に両当事者間に存在したあらゆる種類の一切の協議、連絡、合意及び理解に優先します。本条件の修正または何らかの権利、条件もしくは違反の放棄もしくは免除は、両当事者が署名

した書面によらなければ効力を生じません。いずれかの規定が無効または執行不能であると判断された場合には、当該条項は両当事者の意図を反映するよう許容される最大限において法的強制力を有するものとし、本条件の他の条項は引き続き完全な効力を有するものとし、いずれかの当事者が本条件において付与された何らかの権利を行使しなかったか、義務の履行を求めなかった、または本条件違反について行使できる権利を放棄したとしても、その他の権利の行使または執行を妨げられることはなく、以後の同条項または他の条項の違反についても免除したものとみなされることはないものとし、本条件のいかなる部分も、両当事者の間に合弁事業、提携その他類似の協定を構成または創生するものではありません。本条件には、第三受益者はいません。